

恵那市監査公示第1号

令和3年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和3年財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月23日

恵那市監査委員 水野 泰正
恵那市監査委員 柘植 孝彦

記

1. 監査の対象

(1) 市出資団体（所管課：林政課）

恵那市森林組合（代表理事組合長 西尾 直躬）出資率23.6%

恵南森林組合（代表理事組合長 勝 滋幸）出資率51.8%

(2) 補助金等交付団体（所管課：林政課）

恵那市森林組合にかかる交付金及び補助金

- ・森林整備地域活動支援交付金
- ・間伐実施事業等補助金
- ・間伐材利用促進事業補助金
- ・林業デジタル化推進事業補助金
- ・美しい森林づくり基盤整備事業補助金

恵南森林組合にかかる交付金及び補助金

- ・森林整備地域活動支援交付金
- ・間伐実施事業補助金
- ・間伐実施事業等補助金
- ・間伐材利用促進事業補助金
- ・林業デジタル化推進事業補助金
- ・美しい森林づくり基盤整備事業補助金

その他関係団体の負担金

- ・公益社団法人岐阜県森林公社（出資金）
- ・岐阜県労働力確保支援センター（年会費）
- ・公益社団法人岐阜県山林協会（会費）

(3) その他

第3次行財政改革行動計画の総括について（企画課）

令和2年度指定管理施設のモニタリング結果について（企画課）

2. 監査の実施日時

令和3年12月15日（水曜日）午前10時～正午

※監査当日の議選監査委員は、前任の西尾努議員

3. 監査の場所 恵那市役所3階 監査委員事務局

4. 監査の方法

最初に企画課長と担当者に出席を求め、行財政改革審議会での「恵那市第3次行財政改革行動計画」の報告と審議内容、指定管理者制度導入施設のモニタリング結果について説明を受けた。

その後、法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により選定した監査対象事業について、事前に林政課から提出された資料に基づき、林政課長から事業内容について説明を受けた。なお、法第199条第7項に基づく団体に対する監査は実施していない。

5. 監査の結果及び意見

(1) 恵那市森林組合及び恵南森林組合に対する補助金（林政課）

補助金の申請から実績報告、補助金の交付に至る手続き及び書類について不備はなく良好であった。なお、両森林組合の事業全般に対して、岐阜県が定期的な監査実施しているが、監査記録を見たことがないとのことであったので、写しの提出を求めて確認した。

その結果、恵那市森林組合には、「理事と組合との利益相反契約について、定款37条の2第2項において、理事が組合と取引しようとするときは理事会の承認を受けなければならないと規定されているが、理事会の承認を得ず契約している事例が認められる。」との指摘事項が、恵南森林組合には、「労働時間が8時間を超える勤務において、労働基準法第34条第1項の規定に反し、1時間以上の休憩を与えずに労働させている。」との指摘事項があった。

林政において、森林組合は必要不可欠な組織であり、適正な組織運営が求められる。出資者の責任として、県の担当者からの意見の把握、情報交換等に努めていただきたい。